

東海キャラバンの活動状況

日本弁理士会東海支部 知財キャラバン担当副支部長 **安部 誠**

要 約

今年度の上半期（4月～11月上旬）における東海キャラバンの主な活動状況を報告する。あわせてこれまでの広報活動を通して見えてきた課題についても簡単に述べる。

目次

1. 東海支部における地域キャラバン（東海キャラバン）の構成
2. 東海支部管轄地域内での広報、普及活動の状況
 - (1) 官公庁、関係機関・団体への広報活動
 - (2) 「知的財産経営サロン」の活用
 - (3) 「メッセナゴヤ 2015」における東海支部出典ブースの活用
3. これまでの広報、普及活動を通して見えてきた課題と今後の対策

1. 東海支部における地域キャラバン（東海キャラバン）の構成

東海支部は、愛知県、岐阜県、静岡県、長野県、三重県（五十音順）の中部5県を管轄している。東海支部には、この地域における知財活動の活発化に伴い、現在、数多くの委員会が設置されており、そのうちの「知的財産支援委員会」が東海キャラバンの活動主体である。

知的財産支援委員会は、東海支部管轄地域における中小企業の支援活動を主として行う委員会であり、従来から行われている種々の支援活動に加え、今年度からは弁理士知財キャラバンに関する広報、普及活動を行うことが一つの柱になっている。

現在の構成メンバーは委員長（1名）、副委員長（3名）を含めて21名である。本委員会のメンバーの過半数は、履修支援員となるための研修（第1クール）を受講済みであり、東海キャラバンの活動主体としての意識は高い。

東海支部の事務局が名古屋市（愛知県）にある関係上、愛知県における弁理士知財キャラバンの広報、普及活動は、東海キャラバンとしての知的財産支援委員会が直轄している。愛知県以外の4県においては、各

県委員会（岐阜県委員会、静岡県委員会、長野県委員会、三重県委員会）との協働によって、弁理士知財キャラバンの広報、普及活動を行っている。

2. 東海支部管轄地域内での広報、普及活動の状況

これまでに行った東海支部管轄地域内での主な広報、普及活動について報告する。

(1) 官公庁、関係機関・団体への広報活動

主なところとして以下の官公庁、関係機関・団体に伺い、弁理士知財キャラバン事業のPRを行うとともに、知財キャラバンのパンフレットを配布した。

- ・経産省中部経済産業局；
- ・愛知県庁、岐阜県庁、静岡県庁、長野県庁、三重県庁、名古屋市役所の中小企業支援担当の部課；
- ・各県の発明協会；
- ・(独)中小機構中部、(財)あいち産業振興機構、中部経済同友会、愛知中小企業家同友会；

上記のとおり、数多くの官公庁や関係機関・団体に対して弁理士知財キャラバン事業のPRを行っているのであるが、10月31日現在、これらPRが中小企業のキャラバン申請には残念ながら結びついていない。

(2) 「知的財産経営サロン」の活用

東海支部では、愛知県産業労働部と共催で、中小企業経営者を対象に「知的財産経営サロン」を毎月1回、第3木曜日の17時～19時に開催している。このサロンは、知的財産権のことをよく知らない、あるいは知的財産権に関する悩みをかかえた中小企業の経営者複数名と、東海支部の弁理士（知的財産支援委員会メンバー）複数名とが、テーブルを囲んでフリーディス

カッション形式で行う勉強会であり、サロン終了後は懇親会の席を設けており、中小企業経営者と弁理士とが本音で話し合える良い機会となっている(写真1, 2参照)。



写真1



写真2

今年度は、知的財産経営サロンおよびその後の懇親会の席で、参加中小企業経営者に対して個別に弁理士知財キャラバンの内容を説明し、条件に合う中小企業経営者に対してはキャラバンの利用(申請)を勧めている。10月31日現在で、サロン参加企業のうちの1社が、弁理士知財キャラバンの訪問申請を行っている。知的財産経営サロンへの参加は常時受け付けているため、今後もサロンに新たに参加してくる中小企業経営者に対して個別に弁理士知財キャラバンの説明、勧誘を行う予定である。

(3) 「メッセナゴヤ2015」における東海支部出典ブースの活用

メッセナゴヤは、日本最大級の異業種交流展示会で

ある。本年度はメッセナゴヤ2015として11月4日～7日の4日間、ポートメッセナゴヤ(名古屋市国際展示場)にて開催された。出展企業は1300社を超えている。

東海支部は、昨年度よりもブース面積を約1.5倍に拡大してメッセナゴヤ2015に出展し、日本知的財産仲裁センター名古屋支部の協力を得ながら、出典ブース内でミニ知財セミナー、無料知財相談会、各種ポスターの展示、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の無料講習会、等を開催した。あわせて、出典ブース内において、訪問者(中小企業関係者)に対して個別に弁理士知財キャラバンの内容を説明し、条件に合う中小企業関係者に対してはキャラバンの利用(申請)を勧めた(写真3～5参照)。



写真3



写真4



写真5

東海支部出典ブースへの参加者は開催4日間の合計で500人を優に超えて過去最高、大盛況であった。東海支部ブースを訪れた多数の中小企業関係者（東海支部管轄地域の企業だけではなく、関東、近畿、四国からメッセナゴヤ2015に参加・出展した企業を含む）が、弁理士知財キャラバンに対して高い関心を示しており、このパテント誌が発行される頃までには、メッセナゴヤ2015の東海支部出展ブースを訪問した企業のうちの何社かが弁理士知財キャラバンの訪問を申請しているかもしれない。

3. これまでの広報、普及活動を通して見えてきた課題と今後の対策

上記2.の(1)～(3)に記載のとおり、これまでの広報、普及活動を通して見えてきたことは、単に、関係機関・団体の窓口や建物のホールに弁理士知財キャラバンのパンフレットを置いたり、ポスターを貼り付けただけでは、弁理士知財キャラバンの普及はあまり望

めないということ。

このことは、上述した知的財産経営サロンの参加者、あるいはメッセナゴヤ2015の東海支部出展ブース訪問者との対話からも明らかであった。

つまり、潜在的に弁理士知財キャラバンの利用が適する中小企業の方の大半は、知的財産制度に詳しくなく、弁理士と付き合い合った経験もない。このため、当該知財キャラバンを利用することの意義や価値といったものが判断できない。従って、当該知財キャラバンのポスターやパンフレットを見たとしても、「自分には関係ない」として関心をなくし、行動を起こすことはないように思える。一方通行の広告では限界がある。

他方、上記知財サロンやメッセナゴヤ2015の東海支部出展ブースで行ったように、我々弁理士から中小企業の方へ個別的な口頭説明を行うことによって、自社がおかれている状況、知財コンサルを受けることの必要性に気づき、自発的に弁理士知財キャラバンの訪問を申請していただけることが期待できる。

とはいえ、一つ一つの企業に個別に連絡し、それぞれの会社を訪問してお話をするには、大変な労力と時間がかかる。特許事務所で日常業務をこなしつつ無報酬で弁理士知財キャラバンの広報活動を担う地域キャラバン隊員が行うには無理がある。

そこで、東海キャラバンにおいては、一度に多くの中小企業関係者が集まるセミナーや展示会の類にキャラバン隊員が出向いていき、弁理士知財キャラバンの内容、活用のメリットを、中小企業関係の参加者に対して直接、口頭にて説明する機会を多く設けることを計画している。

以上
(原稿受領 2015. 11. 9)